



長野労発基 1201 第 1 号
令和 3 年 12 月 1 日



各団体の長 殿

厚生労働省長野労働局長



令和 3 年長野県最低賃金及び特定最低賃金の改正
に係る周知広報の依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別なる御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長野県の最低賃金につきましては、令和 3 年 10 月 1 日に「長野県（地域別）最低賃金」を改正発効したところですが、今後、特定最低賃金が適用となる 3 業種についても順次改正発効となります。

（はん用機械器具等製造業（927 円）は 12 月 16 日、計量器等製造業（916 円）は 12 月 29 日、各種商品小売業（879 円）は 12 月 31 日）

つきましては、リーフレットを同封いたしますので、関係部署への配付等、最低賃金の周知に特段の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

また、賃金引上げを支援する「業務改善助成金」のリーフレットにつきましても、同封しましたので、併せて周知いただきますよう、お願い申し上げます。

※リーフレットに不足が生じた場合は、長野労働局ホームページから適宜印刷が可能です。

※※お問合せ先

〒380-8572 長野市中御所 1-22-1 長野労働局 労働基準部 賃金室 【担当】浜、鈴木

☎026-223-0555 Fax026-223-0591 E-mail : chinginshitsu-naganokyoku@mhlw.go.jp

最寄りの労働基準監督署でも可 <https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/kantoku.html>

長野県で働くすべての方へ

長野県の最低賃金

「長野県最低賃金」(地域別最低賃金)及び特定の産業の基幹的労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」が次のとおり改定されました。

時間額 (849円)

877円

令和3年10月1日 発効

★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

★なお、下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。



長野県PRキャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ

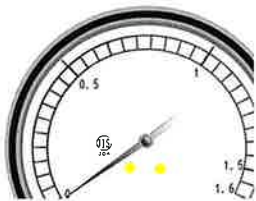
※()は、令和2年に改定された最低賃金額

長野県の特定(産業別)最低賃金

計量器・測定器・分析機器・試験機、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具、
時計・同部分品、眼鏡製造業

適用除外業種

測量機械器具製造業、
理化学機械器具製造業及び
これらの産業において管理、
補助的経済活動を行う事業所



適用除外者及び適用除外業務

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

- イ 清掃又は片付けの業務
- ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務
- ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務

時間額 (894円)

916円

令和3年12月29日 発効

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業

適用除外業種

ボイラ・原動機製造業、
建設用ショベルトラック製造業、
繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業を除く)、
計量器・測定器・分析機器・試験機・
測量機械器具・理化学機械器具製造業、
医療用機械器具・医療用品製造業、
光学機械器具・レンズ製造業、
武器製造業及びこれらの産業において管理、
補助的経済活動を行う事業所



適用除外者及び適用除外業務

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

- イ 清掃又は片付けの業務
- ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務
- ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務

時間額 (905円)

927円

令和3年12月16日 発効

各種商品小売業

(衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判断できない場合が該当します。)



適用除外者及び適用除外業務

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

時間額 (857円)

879円

令和3年12月31日 発効

最大600万円を助成

業務改善助成金

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する
助成金を積極的に
利用しましょう。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件の応じてその費用の一部を助成します。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



長野県PRキャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ

※印刷・製版業は、令和元年12月31日以降の改定がないので、長野県最低賃金877円が適用されます。

※精算手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。

※適用除外業種は、長野県最低賃金または他の特定最低賃金が適用されるものがあります。

※技能実習制度における技能実習生は、適用除外者には該当しません。

※最低賃金を一定額以上に引き上げを行った中小企業・小規模事業者への支援制度として「業務改善助成金」があります。詳しくは長野労働局ホームページをご覧ください。

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は 長野労働局 労働基準部 賃金室(電話026-223-0555)へ

長野労働局HP 長野労働局 最低賃金

検索



令和3年8月から

「業務改善助成金」の要件緩和・拡充を実施しています

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！

長野労働局 業務改善助成金 検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限りです。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。
【電話番号】03-6388-6155 【受付時間】平日8:30~17:15

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
長野労働局雇用環境・均等室に提出
〒380-8572長野市中御所1-22-1

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

雇用環境・均等
室に事業実施結
果を報告

審査

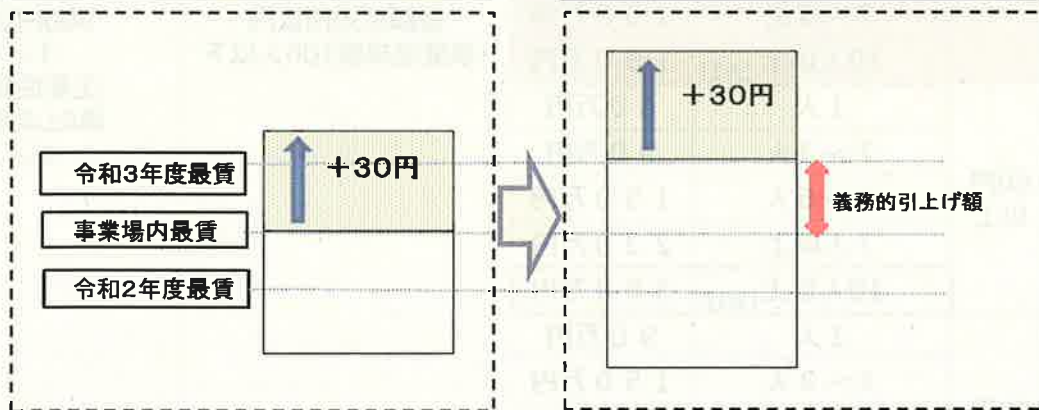
支給

令和3年度地域別最低賃金と事業場内最低賃金の引上げについて

※例えば、30円コースを選択し、事業場内最低賃金の引上げ額を30円と計画した申請において、①発効日（令和3年10月1日予定）の前日までに事業場内最低賃金を引き上げる場合は、30円の引上げのみでよいですが、②発効日（令和3年10月1日予定）以降に事業場内最低賃金を引き上げる場合は、改定後の地域別最低賃金額まで義務的に引き上げたうえで、さらに30円の引上げが必要となります。

①発効日（令和3年10月1日予定）の前日までに事業場内最賃を引き上げる場合

②発効日（令和3年10月1日予定）以降に事業場内最賃を引き上げる場合



働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

最低賃金引上げの支援に関する



「労働条件を確かめよう！」
キャラクター「たしかめたん」

大切なお知らせ

業務改善助成金の新たな 拡充が予定されています！

- ・業務改善助成金は、最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する助成金です。

この度、補正予算により、**コロナ禍の影響を受けた事業者向けの特例的な業務改善助成金の拡充（※）**が予定されています。

(※)事業場内最低賃金を、令和3年7月16日から同年12月末までの間に、**30円以上引き上げた事業場を対象に、生産性向上に資する設備投資等に関連する費用を助成対象とすることが出来る特例**

助成金の拡充は補正予算が成立することが前提となります。

詳しくは、令和3年度補正予算成立後に
長野労働局ホームページに掲載予定です。

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>

